

『2012年版 司法試験 完全整理択一六法 民法』  
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年4月3日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
198	下から6行目	可 (349)	<b>原則不可、弁済期到来後のみ可 (349)</b>	2013. 03. 04
274	下から1行目	…特別事情の立証があれば…	…特別事情の <b>予見可能性</b> の立証があれば…	2012. 11. 08
232	<不動産が双方とも同一物上保証人所有の場合>の表中における、乙が先に競売された場合の3番目の順位	B 甲→ <b>1000万</b>	B 甲→ <b>3000万</b>	2012. 07. 27
366	2行目	・有価証券に表 <b>彰</b> された	・有価証券に表 <b>章</b> された	2012. 06. 11
669	<不当条項の類型化>の表中における、「一般条項」の行、「無効となる条項」の列	民法・商法に比べ消費者の負担を加重し、 <b>公序良俗</b> に反して消費者を一方的に害するもの	民法・商法に比べ消費者の負担を加重し、 <b>信義則</b> に反して消費者を一方的に害するもの	2012. 04. 13
588	2行目	(児童福祉法 33 条の <b>6</b> 参照)	(児童福祉法 33 条の <b>7</b> 参照)	2012. 04. 02
660	下から13、12行目	－ (遺留分権利者が相続によって得た財産の額＋遺留分権利者が負担すべき相続債務の額)	－ 遺留分権利者が相続によって得た財産の額＋遺留分権利者が負担すべき相続債務の額	2012. 03. 20
判例索引	最判平 20. 1. 24 の参照頁	<b>644</b>	<b>664</b>	2012. 03. 04
220	下から9行目	(3) <b>転</b> 抵当権者に残金が出る場合には	(3) <b>原</b> 抵当権者に残金が出る場合には	2012. 02. 29
421	18、19行目	<b>3 ③買主に損害賠償す</b>	あらかじめ賠償金の提供	2012. 02. 04

		<b>ること（I）</b> あらかじめ賠償金の現実の提供をする必要はない。	をする必要はない。	
477	下から4、5行目	<b>1 注文者の解除が認められる要件は、①契約成立後仕事完成前の期間であり、②注文者が請負人に損害を賠償すること、である。</b>	1 仕事の完成前であれば、注文者の解除が認められる。	2012. 02. 04
47	《その他》の2つめのポイントについて	不動産の仮装譲受人からの善意の転得者と、仮装譲受人から不動産を取得した者については対抗関係に立つ（最判昭49. 10. 31）	不動産の仮装譲受人からの善意の転得者と、仮装譲渡人から不動産を取得した者については対抗関係に立つ（最判昭42. 10. 31）	2011. 12. 01
165	165頁下から2行目	認められ。	認められる。	2011. 10. 24
121	121頁最終行	権利復活しない	権利は復活しない	2011. 10. 22
135	135頁下から2行目	そ特定承継人	その特定承継人	2011. 10. 22
30	30頁	必要的 <b>記載事項</b>	必要的 <b>設置機関</b>	2011. 10. 20
363	ヘッダー	債権の消滅/ <b>相殺</b>	債権の消滅/ <b>弁済</b>	2011. 09. 26
13	下から4行目・ex. 3	時効完成の債務の承認	時効完成 <b>後</b> の債務の承認	2011. 09. 22
237	第398条の2 III	特定の原に基づいて・・・	特定の <b>原因</b> に基づいて・・・	2011. 09. 21
13	上から3行目	代理を付与することができる	代理 <b>権</b> を付与することができる	2011. 09. 19
4	上から7行目	<b>523</b>	<b>社会性を規定していると解している</b>	2011. 09. 16
判例索引	判例索引・最判 22. 3. 25	<b>523</b>	<b>520</b>	2011. 09. 11
590	上から4行目＝「1後見人の数」～16行目＝「為の追認を拒絶	該当箇所全部	1 後見人の数 未成年後見、成年後見ともに、後見人は複数でもよい（840II、843III 参	2011. 09. 10

	することはできない (判)」		照)。 2 法人による後見 未成年後見、成年後見と もに、法人が後見人にな ることができる (840III かっこ書、843IV かっこ 書参照)。 * 平成 23 年改正 複数の未成年後見人を選 任すること、及び法人が 未成年後見人になること を認める平成 23 年改正 は、平成 23 年 5 月 27 日 に成立し、同年 6 月 3 日 に公布され、公布の日か ら起算して 1 年を超えな い範囲において政令で定 める日から施行される。	
349	第 487 条	債権関する証書	債権に関する証書	2011. 09. 08
446	〈他人物貸借のま とめ〉・下から 5 行目	担保責任 (561) による解 除・損害賠償	担保責任 (561 <b>類推</b> ) に よる解除・損害賠償	2011. 09. 08
458	上から 15 行目・四・ 1・(2)	B は担保責任を負う (559、561)	B は担保責任を負う (559、561 <b>類推</b> )	2011. 09. 08
87	〈消滅時効・除斥期 間・権利執行の原則〉 の表・第 1 列目	<b>権利の発生時期</b>	<b>除斥期間</b>	2011. 09. 04
42	ヘッダー	[第 9 条]	[第 90 条]	2011. 09. 01
259	402 条 403 条の《注 釈》二 2	立証を要せず、……免責 されない (419II)。	立証を要せず ( <b>419II</b> )、 …… 免責されない ( <b>419III</b> )。	2011. 08. 20
56	表〈代理と使者の比 較〉行為者の能力の 行、代理の場合の列 上段	意思能力 <b>不要</b>	意思能力 <b>必要</b>	2011. 08. 20